

仕 様 書

1. 件名

什器の納品、設置業務一式

2. 作業概要

什器の納品、設置作業

3. 作業内容

①品名、参考規格、数量

ア. 品名、参考規格、数量は別紙 1 のとおりとする。

イ. (一社)日本オフィス家具協会の「オフィス家具 PL 対応ガイドライン」に準拠した製品であること。国際標準化機構 (ISO) の品質保証規格 9001 及び日本産業規格 (JIS) の表示認定を受けた工場で製造した製品であること。

ウ. 環境への負荷を軽減するため、「国等による環境物品の調達等に関する法律 (通称: グリーン購入法)」で定められた「国等が重点的に調達を推進すべき特定調達物品及びその判断の基準等」の上記物品に係る判断基準に可能な限り適合している製品であること。

②納入期限

令和 7 年 8 月 15 日 (金) まで

作業日については、別途調整

③納入方法

ア. 納品時間は、平日 18 時～21 時に行うこと。

イ. 納品にあたっては、PMDA 及び建物管理者の指示に従うこと。また、PMDA の指示した場所に納品及び設置し、残材撤去すること。(パレットでの納品及び撤去は禁止とする)

ウ. 納品に係る作業は新霞が関ビルの貨物用エレベーターを使用すること。

エ. 詳細については PMDA と別途打合せをすること。

④納入場所

独立行政法人医薬品医療機器総合機構内 執務室

(別紙 2 のとおり。詳細は別途指定。)

⑤その他

- ア．納品後、契約不適合を発見した際には、直ちに良品と交換すること。
- イ．納品物の数量及び規格が発注内容と異なる場合は、直ちに発注内容と同様物を再納品すること。
- ウ．輸送費、撤去費その他一切の費用を含むこと。
- エ．搬入に際し必要となる一切の手続を行うこと。
- オ．新霞が関ビル駐車場を利用する場合の条件としては以下のとおり。
 - A．大型自動車で搬入する場合（大型車駐車スペース）
 - ・新霞が関ビル 1 階（高速側（六本木通り側））の大型車駐車スペースに止めることが可能。その際には、新霞が関ビル管理事務所の許可が必要となるので、事前（数日前）に行先部署名、日時、車両番号、車高、使用業者名等を機構担当者へ報告すること。
 - B．それ以外の自動車で納品する場合（地下駐車場）
 - ・車の高さの制限 2.5mを超えない高さの自動車に限る
 - ・30 分単位で 300 円ずつ加算
 - ・荷下ろし地下 1 階駐車場の開いたスペースに車を止め、荷下ろしすること
- カ．本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、落札業者は機構担当者と十分協議の上その指示に従うこととする。

4．本件に関する照会先

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 19 階

総務部総務課

TEL：03-3506-9541

e-mail：soumuka●pmda.go.jp

※●は@に置き換えてください。